

主張

橋下氏「慰安婦」発言

歴史に逆行

安倍首相・自民党も

「日本維新の会」の共同代表で大阪市長でもある橋下徹氏の、日本軍「慰安婦」は「必要だった」という発言への批判が広がり続けています。橋下氏や「維新の会」は言い訳に懸命ですが、橋下氏は「必要だった」との主張を撤回していません。それどころか、自分が批判されるのは「日本人の読解力不足」が原因だと開き直り、日本だけが批判されるのは強制的に連行したと思われるからだと、「強制連行の誤解を解く」と言い出しています。「慰安婦は必要だった」という考えを変えない以上、「誤解を解く」などといってもそれは不可能です。

国際的には「性奴隷」日本軍「慰安婦」問題は、国連に市長や政党代表としての資格は、もちろん、人間としての姿勢が問われているのは当然です。現に国内外の女性団体だけでなく、ほとんどのマスメディアや侵略戦争問題では見解を異にする見られる与野党の政治家でさえ橋下氏の発言を批判しています。ア

「必要だった」は撤回してない
他を例を見ないというのが研究者の結論です。

日本の場合とくに軍が方針を立てて「慰安所」を設置し、植民地や占領地から女性を集めて「慰安婦」制度を推進したことが明らかになっていきます。軍や官憲が関わり、女性を連行し、「慰安所」に閉じ込めて日本兵による強姦や売春を行わせればそれこそ強制そのものです。強制を「誤解」だというのは「慰安婦」は「必要だった」といえるためのごまかしです。

橋下大阪市長の「慰安婦」発言どのよ
うな感想をお持ちでしょう。

安倍首相はこの問題で逃げています。
軍の関与があったとお詫びした「河野談話」を改ざんしたいからです。

安倍首相の立場問われる
もともと日本軍「慰安婦」問題で政府や軍部の「関与」を認めた1993年の「河野洋平官房長官談話」に対し、「強制連行の証拠はない」などと言いつつ出したのは自民党内のタカ派で鳴らした安倍晋三現首相らです。安倍氏は第1次政権時代に「強制」をあいまいにする政府答

川西市議会議員(日本共産党)

住田由之輔 すみだよしのすけ

連絡先・下加茂 1-24-23

ケイタイ 090-9283-6739

よし

くらしの

「由さん」の 便り

2013年 5月 309号

市民への情報は住田のブログへ。「由さん」のくらしの便り」で検索

弁書まで決め、橋下氏の「誤解」発言はこれが根拠になっています。安倍首相は橋下氏の発言に対しては「立場が異なる」というだけで、侵略戦争を美化する発言を重ねてきたことから首相の立場がきびしく問われるのは当然です。

「必要だった」は撤回してない

他を例を見ないというのが研究者の結論です。

「必要だった」との主張を撤回していません。それどころか、自分が批判されるのは「日本人の読解力不足」が原因だと開き直り、日本だけが批判されるのは強制的に連行したと思われるからだと、「強制連行の誤解を解く」と言い出しています。「慰安婦は必要だった」という考えを変えない以上、「誤解を解く」などといってもそれは不可能です。

現に国内外の女性団体だけでなく、ほとんどのマスメディアや侵略戦争問題では見解を異にする見られる与野党の政治家でさえ橋下氏の発言を批判しています。ア

日本の場合とくに軍が方針を立てて「慰安所」を設置し、植民地や占領地から女性を集めて「慰安婦」制度を推進したことが明らかになっていきます。軍や官憲が関わり、女性を連行し、「慰安所」に閉じ込めて日本兵による強姦や売春を行わせればそれこそ強制そのものです。強制を「誤解」だというのは「慰安婦」は「必要だった」といえるためのごまかしです。

よし

くらしの

「由さん」の 便り

2013年 5月 309号

日本共産党は現憲法を100%守ります

現憲法の示す方向をくらしに活かします

今回の「くらしの便り」は「しんぶん赤旗」記事を活用させていただきました。どれも地方自治と密接に関係があるからです。

現憲法に対する考えがどのようなものかは、地方自治運営に大きく影響します。

「人権保障こそ本質」

笠井議員衆院憲法審で強調

衆院憲法審査会は16日、憲法10章「最高法規」と「前文」などについて検証しました。日本共産党の笠井亮議員は、基本的人権の永久不可侵性を宣言した憲法97条について「最高法規としての憲法の

本質が人権保障にあることを明確に示すものだ」と指摘。憲法を最高法規と定めた98条、憲法尊重擁護義務を定めた99条などとあわせて「ときの権力によって憲法がゆがめられないようにしている」と

述べました。

一方、自民党の保岡興治氏は、97条を削除し、99条の憲法尊重擁護義務の対象に国民を加えるよう主張。笠井氏は「97条の削除は、憲法の最高法規性の根拠がどこにあるかを理解しないもので、憲法を憲法でなくしてしま

うものだ」と批判。民主、公明、生活の各党も97条維持を主張しました。また、笠井氏は「憲法尊重擁護義務の対象に国民が含まれないのは、主権者国民が憲法によって国家権力を縛るといふ近代立憲主義の考えから当然だ」とのべました。

さらに、安倍晋三首相を筆頭に閣僚が改憲議論に名を連ね、改憲論をおおっていること

について、笠井氏は「時の権力者自らが改憲を主導するのは重大な問題だ」と指摘。自民党の土屋正忠氏が「総理が政治家として意見を開陳するのは当然」と主張したのに対し、笠井氏は「首相は憲法尊重擁護義務を負い続けており、『一議員として』などという使い分けは通用しない」と反論しました。民主、生活の各党も同調しました。

憲法前文について笠井氏は「憲法が、日本が起こした侵略戦争の反省の上に制定されたことを明確に述べたことに重要な意義がある」と述べ、安倍首相が「村山談話」の見直しに言及し、「侵略の定義は定まっていな

い」などと時代逆行の動きを強めていることは看過できないと批判しました。

自民党の西川京子氏は「侵略戦争と決め付けられたのは東京裁判においてのみ。そのもとで憲法を規定するのは間違い」などと主張しました。

笠井氏はポツダム宣言や国連憲章などを引き、「日本の過去の戦争が侵略戦争であることは国際的に確定している」と指摘。自民党の前文全面改定について、「日本の戦後の出発点を自ら否定するだけなく、アジアや世界のなかで日本の孤立を招き、国際社会で生きていく道を失うことになりかねない」と批判しました。

他の政党も受け取っているのだから「日本共産党も受け取ったらいのに」とよく聞きます。同じ考えの人が「政治的活動をする」ことで結集している「政党」は国から独立しているものです。税金分け取りの「憲法違反」制度であると批判しているわが党が、それを受け取れば「批判」できなくなります。



政党助成金今年分 共産党は受け取らず

自民党は145億円 新たに維新27億円

2013年分の各党配分額

自民党	145億5053万円
民主党	85億3402万円
日本維新の会	27億1578万円
公明党	25億5791万円
みんなの党	17億8950万円
生活の党	8億1605万円
社民党	5億4104万円
みどりの風	1億3879万円
新党改革	1億2468万円

総務省は16日、2013年分の政党助成金の受け取りを申請した9党の配分額を決定しました。昨年総選挙で大幅に議席を増やした自民党は前年比43.3%増の145億5053万円（千円以下切り捨て、以下同）。民主党は同48.3%減の85億3402万円となりました。日本維新の会、生活の党、みどりの風、新党改革は、思想・信条や支持政党にかかわらず国民1人あたり250円の負担を押し付け、税金で政党を助成する憲法違反の制度。日本共産党だけが政党助成金を1円も受け取らず、廃止を求めています。



意見表明する笠井亮議員
16日、衆院憲法審査会